

## VII. 景観形成上必要なその他の事項



### 1. 景観重要建造物の指定方針

地域のシンボルとして、多くの人々に親しまれている建造物は、地域の景観づくりに大きな役割を果たしています。

この中には、文化財保護法に基づく重要文化財や特別史跡名勝天然記念物等の指定により、保全されているものもあります。しかし、それ以外については、景観法による景観重要建造物の指定制度に基づいた保全の仕組みが必要です。

そのため、以下の方針により、景観重要建造物の指定を行っていきます。

- 景観計画区域内において、良好な景観形成を推進する上で重要なもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、当該建造物が地域の景観上の特徴を有しているもの
- 道路など、公共の場所から、公衆によって容易に望見されるもの
- 歴史的な建造物に限らず、地域のシンボルとなって、広く市民に親しまれているもの

なお、市民等から指定提案があったものについても、その都度、建造物の所有者等と協議を行い、指定に向けた検討を行います。

### 2. 景観重要樹木の指定方針

建造物と同様に地域のシンボルとして、多くの人々に親しまれている樹木は、地域の景観づくりに大きな役割を果たしています。

これらの樹木の中には、文化財保護法に基づく特別史跡名勝天然記念物等に指定され、すでに一定の保全が図られているものもあります。しかし、それ以外の樹木については、景観重要樹木の指定制度に基づいた保全の仕組みが必要です。そのため、以下の方針により、景観重要樹木の指定を行っていきます。

- 景観計画区域内において、良好な景観形成を推進する上で重要なもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、景観上の特徴を有している単体の樹木
- 道路など、公共の場所から、公衆によって容易に望見されるもの
- 地域のシンボルとなって、広く市民に親しまれているもの

なお、市民等から指定提案があったものについても、その都度、樹木の所有者等と協議を行い、指定に向けた検討を行います。

■これまでの指定状況（平成24年5月1日現在）

名称	所在地	指定年月日
御所浦牧島のあこう	御所浦町牧島290-8	平成22年3月1日
五和上野原神社大クス	五和町城河原三丁目416	平成23年6月1日
牛深小学校のセンダン	牛深町1985	平成23年6月1日
対岳楼跡のアコウ	有明町大島子2626-1	平成24年4月1日



御所浦牧島のあこう  
【指定第1号】



五和上野原神社大クス  
【指定第2号】



牛深小学校のセンダン  
【指定第3号】



対岳楼跡のアコウ  
【指定第4号】